

令和3年4月2日

関係各位

京都府商工労働観光部長

**新型コロナウイルス感染症の嚴重警戒期到達を踏まえた
感染再拡大防止対策について**

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。
今般、4月2日に開催された第37回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の嚴重警戒期到達を踏まえた感染再拡大防止対策を講じることとし、府民や府内事業者に対して、下記のとおり要請することといたしました。
つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請の内容等を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 嚴重警戒期における対策の強化

(1) 期間 令和3年4月5日（月）から4月21日（水）まで

(2) 内容

① 往來の自粛を要請

<要請の対象区域>

京都府全域

<内容>

- ・大阪府、兵庫県や首都圏1都3県など感染拡大地域への往來を極力控えること
- ・府域内の往來についても、必要性を検討して行動すること

② 飲食店等への営業時間短縮を要請

<要請の対象区域>

京都市及び山城・乙訓地域（宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～20時30分

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

<期間>

令和3年4月5日（月）0時から4月21日（水）24時まで

③ 催物（イベント等）の開催制限を要請

<要請の対象区域>

京都府全域

<内容>

【人数上限】

5,000人以下 又は 収容定員50%以内※（10,000人以内）のいずれか大きい方

※大声での歓声等なし 100%

【営業時間】

21時まで

2 感染の再拡大を徹底して防ぐためのお願い

- (1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！
 - 【基本的な感染予防対策の徹底】
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保
 - ・3密（密閉、密集、密接）の回避
 - 【人と人との接触機会を減らす】
 - ・各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動
 - 【飛沫感染の防止】
 - ・ウイルスは主に鼻と口から入ります
 - ・会話の時は必ずマスクをしましょう！
- (2) 飲食機会の感染予防の徹底
 - 【府民1人ひとりに対し要請】
 - ・飲食時の「きょうとマナー」の徹底
 - ・宴会や家族以外のホームパーティは控える
 - 【事業者に対し要請】
 - ・カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による「飛沫防止」など感染防止対策を徹底
 - ・やむを得ず5人以上の予約が入る場合は、連絡先が把握出来るよう協力を求める
- (3) 出勤の抑制
 - ・出勤者数の7割削減をめざす
 - ・テレワークのより一層の推進
 - ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進
 - ・週休の分散化、休暇取得等により密を避ける

3 京の飲食・安全の向上に向けて

- (1) アウトリーチ型の安全対策向上への支援
 - 【店内の感染予防対策の強化】
 - ・支援制度の概要等の説明会を商店街等に出向いて開催
- (2) アウトリーチ型の経営相談会の実施
 - 【専門家による経営相談】
 - ・上記に合わせ中小企業診断士による経営相談の実施
- (3) 「きょうとマナー」の巡回啓発・飲食店への巡回点検
 - ・飲食店が集積している地域で啓発活動を実施
 - ・時短状況調査と営業中の店舗に対する個別要請を実施

飲食店向け安全対策支援説明会・経営相談会を開催いたします。

- 開催日時 令和3年4月7日(水) 14時～16時
 - 開催場所 京都経済センター 6階 会議室6-D
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78)
 - 内容 飲食店の感染リスク低減策に関する京都府の支援策説明及び
中小企業診断士による経営相談
 - 参加費 無料
- ※ 詳細は別紙ご参照のこと

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（4/5～4/21 実施分）の概要

1 要請期間	4月5日（月）0時～4月21日（水）24時【17日間】
2 対象地域	京都市及び山城・乙訓地域 （宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）
3 要請内容	5時～21時の間の営業を要請 （酒類の提供は11時から20時30分まで）
4 対象施設	【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外
5 支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ・「2 対象地域」内において、時短要請を行った令和3年4月2日（金）以前に <u>21時から5時までの時間帯で営業を行っている「4 対象施設」を運営する企業・団体及び個人事業主</u> であること。 ・対象施設に関して、必要な許認可（※）等を取得している者であること。 ※ 食品衛生法における飲食営業許可 など ・「1 要請期間」のうち、 <u>時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者</u> であること ・ <u>新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守</u> していること
6 支給額	1施設（店舗）1日当たり4万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に協力した日数に応じて支給
7 申請方法	要請期間終了後に受付予定

※詳細は京都府ホームページに今後掲載します。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin7.html>

<問い合わせ先>

▶営業時間短縮等について

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 075-414-5907
平日9時～17時

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

協力金コールセンター 075-365-7780
9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）